

**ドイツにおける防疫措置**  
**(連邦政府と各州の協議を踏まえた当館管轄3州における緩和措置：その5)**

2020年5月26日  
在フランクフルト日本国総領事館

**【ポイント】**

- ヘッセン州政府は、制限措置の一部緩和を発表しました。
- ラインラント・プファルツ州政府は、5月27日から有効となるコロナ対策州令の改正を行いました。

**【本文】**

1. ヘッセン州政府は、制限措置の一部緩和を発表しました。緩和策の主な内容は以下のとおりです。
  - (1) 5月28日以降、ホテル等に設置されているサウナ、プール等が、宿泊客に限り利用可能となります。
  - (2) 6月1日以降、スポーツクラブ及びスイミングスクールによるプール利用が可能となります。またその際、更衣室の利用も可能となります。
  - (3) 6月2日以降、保育所が制限付きで利用可能となります。詳細は各保育所や自治体にご確認ください。
  - (4) これまで、レストラン等飲食店では店舗内5平方メートルあたり1人までとなるように入場を制限することとされておりましたが、この規則が撤廃されます。
  - (5) 上記の緩和策も含めた現行の州令については7月5日まで延長されることとされました。ただし、外国からヘッセン州に入国・再入国する際に課される自宅等での14日間隔離措置については、6月15日まで有効とされました。
  - (6) 詳細は、詳細は、以下の州政府発表（独語）をご覧ください。  
<https://www.hessen.de/presse/pressemitteilung/landesregierung-verabschiedet-weitere-anpassungen>
2. ラインラント・プファルツ州政府は、同州における緩和策の実施計画に沿って、コロナ対策州令の改正を行いました。
  - (1) 改正州令は5月27日から6月9日まで有効とされております。改正の主な内容として、以下の施設等が再開可能となります。
    - ア. 劇場、映画館、コンサートホール、オペラハウス等
    - イ. 屋内スポーツ
    - ウ. ジムとダンススクール
    - エ. 屋外プール
    - オ. フリーマーケット等の屋外市場
    - カ. サーカス等の屋外での催しを行う施設

キ. 遊戯場 (Spielhallen und Spielbanken)

(2) また, 衛生措置や間隔ルールの遵守といった条件の下で, 屋外における100名までの行事の開催が可能となります。

(3) 詳細は, 以下の州政府発表 (独語) をご覧ください。

<https://corona.rlp.de/de/aktuelles/detail/news/News/detail/hygienekonzepte-mit-zukunftskonzept-weitere-lockerungen-ermoeglichen/>

(4) ラインラント・プファルツ州政府が発表した緩和策の実施計画については, 5月15日の当館からのお知らせ「ドイツにおける防疫措置 (連邦政府と各州の協議を踏まえた当館管轄3州における緩和措置: その3)」をご覧ください。

[https://www.frankfurt.de.emb-japan.go.jp/jp/konsular/20200515\\_corona\\_virus\\_lockerungen.pdf](https://www.frankfurt.de.emb-japan.go.jp/jp/konsular/20200515_corona_virus_lockerungen.pdf)

#### 【参考】

■外務省海外安全ホームページ (ドイツ)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo\\_165.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_165.html#ad-image-0)

■在ドイツ日本国大使館ホームページ (新型コロナウイルスに関する最新情報)

[https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/konsular\\_coronavirus200313-1.html](https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html)

■ドイツ連邦保健省 (新型コロナウイルスに係る最新情報)

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>

■ロベルト・コッホ研究所 (新型コロナウイルスに関するQ&A)

[https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ\\_Liste.html](https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ_Liste.html)

[https://twitter.com/rki\\_de](https://twitter.com/rki_de)

■ドイツ連邦外務省 (渡航情報) (最新情報)

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/reise-und-sicherheitshinweise/letzteaktualisierungen>

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関するQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

○水際対策の抜本的強化に関するQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkiyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkiyou_00001.html)

○感染症情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html)

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

[https://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_kaian\\_app.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)

【お問い合わせ先】

在フランクフルト日本国総領事館

MesseTurm 34.0G, Friedrich-Ebert-Anlage 49, 60327, Frankfurt am Main

代表電話： +49-(0)69-2385-730（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

領事部メール：[konsular@fu.mofa.go.jp](mailto:konsular@fu.mofa.go.jp)